

平成 28 年 2 月 8 日

彦根市多文化共生推進プラン（指針）（素案）

平成 28 年（2016 年）2 月

彦 根 市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | プラン策定の基本的な考え方 | |
| 1 | 背景 | 1 |
| 2 | 経緯 | 1 |
| 3 | プランの位置づけと計画期間 | 2 |
| 第2章 | 外国人住民の現状 | |
| 1 | 在留外国人数の推移・状況 | 3 |
| 2 | 在留資格別在留外国人数の状況 | 4 |
| 3 | 年齢層別人口の状況 | 5 |
| 4 | 教育の状況 | 6 |
| 5 | 外国人観光客の状況 | 7 |
| 第3章 | 多文化共生の推進に関する基本的な考え方 | |
| 1 | 彦根市多文化共生推進プランの基本目標 | 8 |
| 2 | 彦根市多文化共生推進プランの趣旨・目的 | 8 |
| 3 | 多文化共生の意義 | 8 |
| | (1) 外国人住民の社会参画を促進すること | |
| | (2) 地域社会の人権意識が向上すること | |
| | (3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと | |
| | (4) 地域社会に新しい活力が生み出されること | |
| 4 | プランの体系図 | 10 |
| 第4章 | 施策の展開 | |
| 1 | コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり） | 11 |
| | (1) 情報の多ことば多言語化（ユニバーサル化） | |
| | (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供 | |
| 2 | 安心して生活するための環境づくり | 12 |
| | (1) 居住の環境づくり | |
| | (2) 子どもがのびのび育つ環境づくり | |
| | (3) 教育の環境づくり | |
| | (4) 労働の環境づくり | |
| | (5) 社会保障の環境づくり | |
| | (6) 防災・減災の環境づくり | |
| 3 | 多文化共生の地域づくり | 15 |
| | (1) 地域社会に対する意識啓発 | |
| | (2) 外国人住民の社会参画と共助 | |
| | (3) 多様性を活かした地域づくり | |
| 第5章 | 多文化共生施策の推進 | |
| 1 | それぞれの役割 | 18 |
| | (1) 市民 | |
| | (2) 自治会等 | |
| | (3) 市民団体 | |
| | (4) 企業 | |
| | (5) 子育て・教育機関 | |
| | (6) 市 | |
| 2 | 推進体制等 | 19 |
| 3 | プランの進行管理 | 20 |
| | 用語解説 | 20 |

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1 背景

社会・経済のグローバル化、少子高齢化・人口減少等社会環境が激しく変動する中で、わが国では、1989年（平成元年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され、「定住者」資格を中心に在留外国人が急増しました。その後、2008年（平成20年）に起こった世界的な経済危機以降の景気後退や東日本大震災の影響もあり、急激な増加傾向は沈静化したものの、日本に暮らす外国人（在留外国人）は、現在200万人を超えています。また、近年は、アジア地域からの技能実習生、留学生、日本人の配偶者等、様々な背景を持った外国人住民が増えています。

本市においても、全国的な状況と同じように、外国人住民の人口は増加しており、2008年（平成20年）の2,432人をピークに、その後やや減少しましたが、2015年（平成27年）9月現在、2,070人が在住し、在留資格別では、永住者および定住者が多く、本市に定住化する傾向がみられます。

本市では、このように外国人住民が増えていく中、広報ひこねや市民防災マニュアル等の多言語版の作成、彦根市ホームページの多言語での情報発信やポルトガル語、英語通訳の配置、電話相談員の配置等、多文化に対応した取組をこれまで進めてまいりましたが、依然として課題も残っています。

このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人住民、日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業等各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定することにしました。

2 経緯

本市では、2003年（平成15年）に、外国人住民、日本人住民、市民団体の代表者等で構成された「彦根市外国籍市民施策懇談会」および庁内の職員で構成された「彦根市外国籍市民施策調整会議」を設置し、外国人住民が直面する問題について話し合うとともに、多文化が共生できる地域づくりについて検討し、外国人住民への的確な行政対応を進めるとともに、各種施策を展開してきました。

しかし、経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化等の現状を踏まえ、より実情にあった「プラン」を策定し、市民、市民団体、企業や行政等各主体が取組を進めるとともに、さらに連携していく必要があるため、2015年（平成27年）4月に学識経験者、外国人相談関係者、NPO 団体代表者、教育関係者、公募委員等で構成された「彦根市多文化共生推進プラン策定委員会」を設置しました。同委員会の中で、広く意見をいただきながら、本市の多文化共生に係る現状と課題を整理した上で、計3回の会議を開催しました。

3 位置づけと計画期間

本プランは、2006年(平成18年)に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」および2010年(平成22年)に滋賀県が策定した「滋賀県多文化共生推進プラン」を踏まえて、彦根市総合計画に掲げる基本施策「多文化共生のまちづくりの推進」を実現するための計画であり、本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政等が取り組む方向性を示す指針となるものです。

また、本プランの期間は、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)の5年間としますが、必要に応じて、見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

第2章 外国人住民の現状

1 在留外国人数の推移・状況

本市の在留外国人数は、1989年（平成元年）には、548人でしたが、2008年（平成20年）には、2,432人となり、20年間で約4倍となりました。この増加の背景は、1989年（平成元年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正後、南米地域から多くの日系ブラジル人やペルー人が彦根市および周辺の工場に就労のため来日したことをはじめ、市内の大学に中国からの留学生等の受入れによるものです。

その後、2008年（平成20年）9月の世界的な経済危機や2011年（平成23年）3月の東日本大震災の影響により減少しましたが、近年は中国やベトナム、フィリピン等からの技能実習生等の来日によりやや増加傾向となり、2015年（平成27年）9月末日現在の在留外国人数は2,070人です。本市の総人口に対する在留外国人数の割合は、約1.84%で、市民のおよそ54人に1人が外国人住民です。

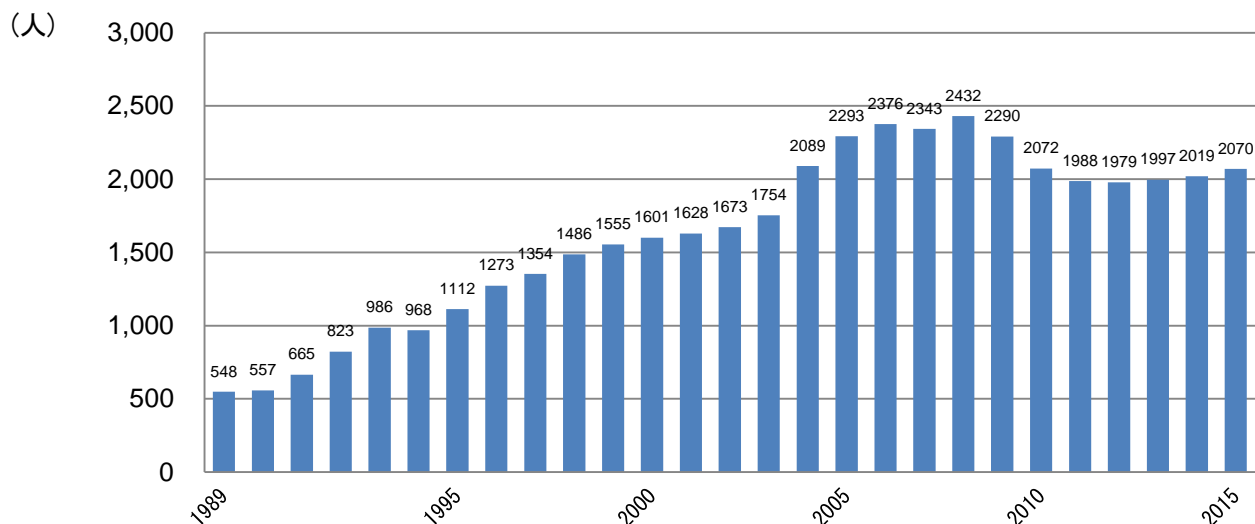
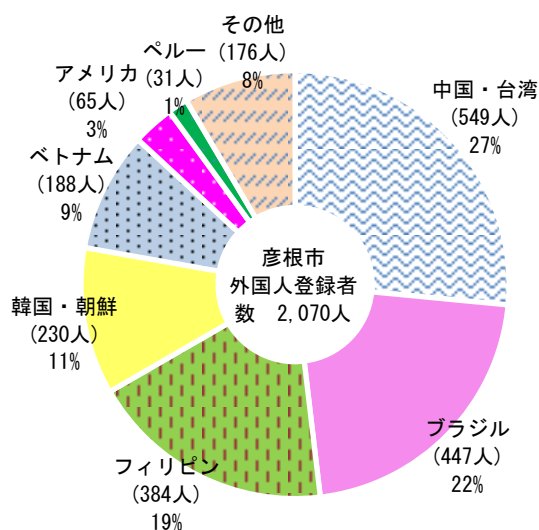


図1 在留外国人数の推移（各年9月30日）

（注）平成23年以前は外国人登録者数



在留外国人数の国籍別では、中国・台湾が最も多く549人（27%）、次にブラジル447人（22%）、フィリピン384人（19%）、韓国・朝鮮230人（11%）、ベトナム188人（9%）と続いています。

図2 在留外国人数 国籍別
（2015年9月30日）

2 在留資格別在留外国人数の状況

在留資格別の在留外国人数（2015年（平成27年）9月末現在）は、図3のとおりです。「永住者」が最も多く607人（29%）、次に「定住者」が294人（14%）、「技能実習」が278人（14%）、「留学」が249人（12%）と続いています。永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者等で約61%を占めており、定住化の傾向にあります。

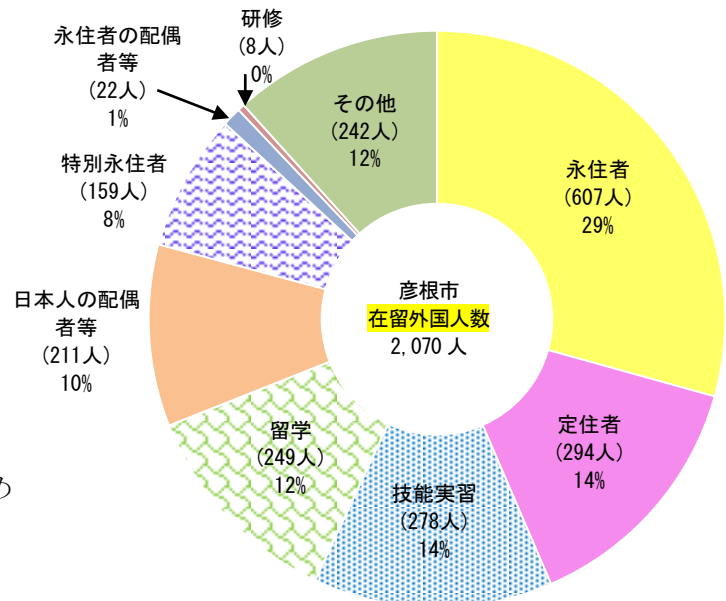


図3 在留外国人数 在留資格別
(2015年9月30日)

| 在留資格 | 合計 (人) | 比率 (%) | 国籍別内訳 (上位3か国と その人数) | 在留資格の説明 |
|----------|-----------|-----------|------------------------------------|---|
| 永住者 | 607 | 29% | ブラジル 216 フィリピン 143 中国・台湾 113 | 法務大臣から永住の許可を受けた者 |
| 定住者 | 294 | 14% | ブラジル 141 フィリピン 115 ペルー 9 | 日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の子等 |
| 技能実習 | 278 | 14% | 中国・台湾 112 ベトナム 91 フィリピン 42 | 外国人技能実習制度による技能実習生(2010年～) |
| 留学 | 249 | 12% | 中国・台湾 172 ベトナム 20 米国 15 | 大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)もしくは特別支援学校の高等部、専修学校もしくは各種学校または設備および編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 |
| 日本人の配偶者等 | 211 | 10% | ブラジル 79 フィリピン 64 中国 32 | 日本人(日系人)の配偶者・子・特別養子 |
| 特別永住者 | 159 | 8% | 韓国・朝鮮 159 | 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」による永住者 |
| 永住者の配偶者等 | 22 | 1% | フィリピン 9 中国・台湾 7 ブラジル 3 | 永住者・特別永住者の配偶者および我が国で出生し引き続き在留している子 |
| 研修 | 8 | 0% | ベトナム 5 中国・台湾 2 フィリピン 1 | 外国人研修・技能実習制度による研修生等(2010年より「技能実習生」に変更) |
| その他 | 242 | 12% | 中国・台湾 99 米国 39 ベトナム 23 | 《その他の内訳》 教育、家族滞在、人文知識・国際業務等 |
| 合計 | 2,070 | 100% | | |

表1 在留外国人数 在留資格別 (2015年9月30日)

3 年齢別人口の状況

外国人住民と日本人住民の年齢別人口を比べると、外国人住民は、「20-24歳」が最も多く、次いで「25-29歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の70%を超えるのが特徴です。一方で、日本人住民は、「40-44歳」が最も多く、次いで「35-39歳」、「65-69歳」と続きます。また、65歳以上の人口比率を比べると、外国人住民は5.2%で、日本人住民の23.5%より低くなっています。外国人住民は、働く年齢人口の比率が高く、日本人住民と年齢構成が異なります。

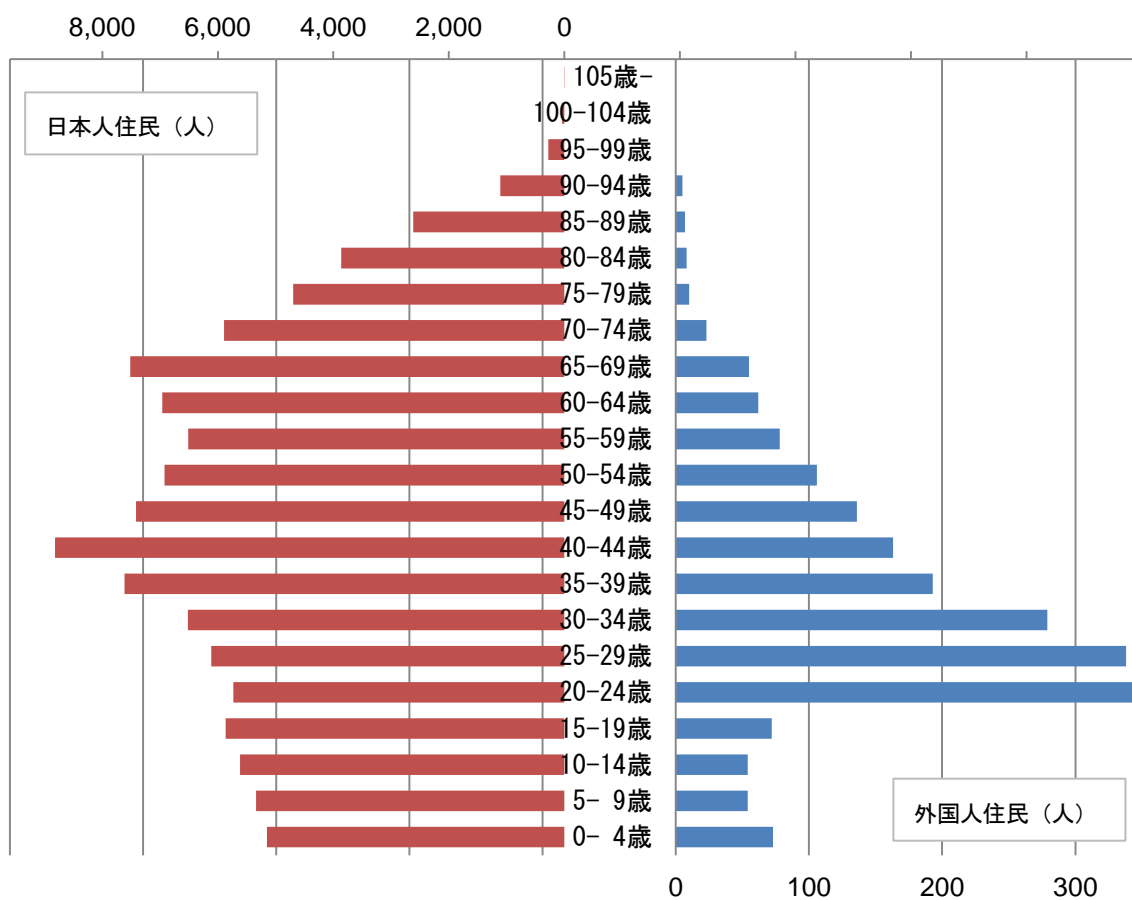


図4 外国人住民と日本人住民の年齢別人口 (2015年9月30日)

4 教育の状況

彦根市内の小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の数は計 80 人（2015 年（平成 27 年）5 月現在）で、国籍別ではブラジル（38 人）とフィリピン（26 人）が多くなっています。また、近年は、外国人児童・生徒を含めた、外国にルーツを持つ児童・生徒（※）の増加など状況が多様化しています。

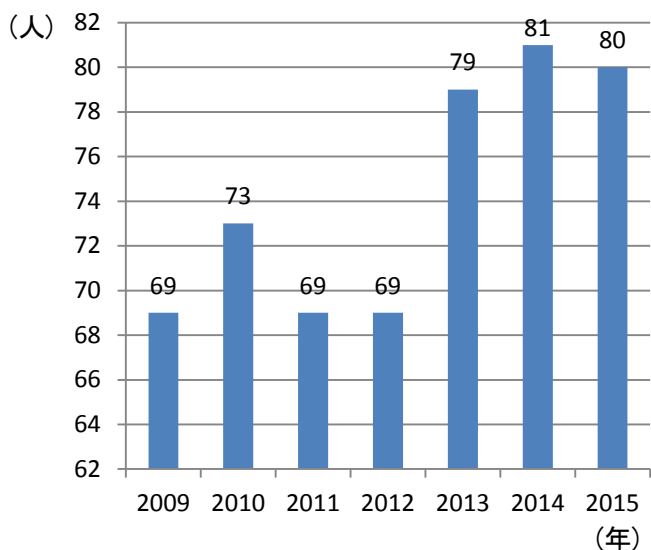


図 5 外国人の児童・生徒数の推移

| 国名 | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-------|-----|-----|----|
| ブラジル | 27 | 11 | 38 |
| フィリピン | 17 | 9 | 26 |
| ペルー | 0 | 1 | 1 |
| ベトナム | 2 | 2 | 4 |
| ボリビア | 1 | 0 | 1 |
| ポーランド | 1 | 0 | 1 |
| メキシコ | 2 | 0 | 2 |
| 韓国 | 1 | 1 | 2 |
| 中国 | 5 | 0 | 5 |
| 計 | 56 | 24 | 80 |

(人)

表 2 国籍別外国人児童・生徒数
(2015 年 5 月現在)

外国人児童・生徒の中で日本語指導が必要な児童生徒数は図 6 のとおりで、2015 年（平成 27 年）8 月現在で、小・中学校に通う 56 人が日本語指導を必要としています。表 2 で、外国人の児童生徒が 80 人であることから考えると、外国人の児童生徒のうち約 7 割の児童生徒は、日本語指導が必要であることとなります。

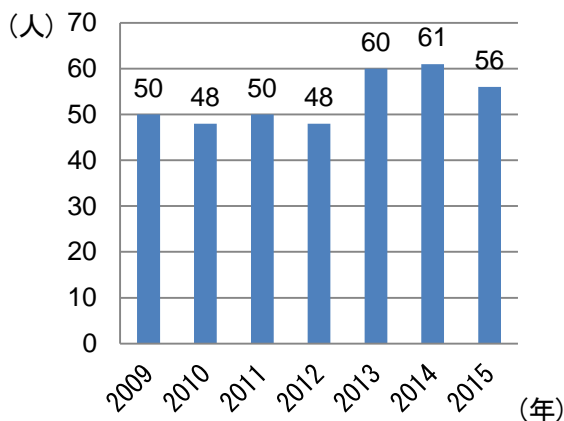


図 6 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の推移

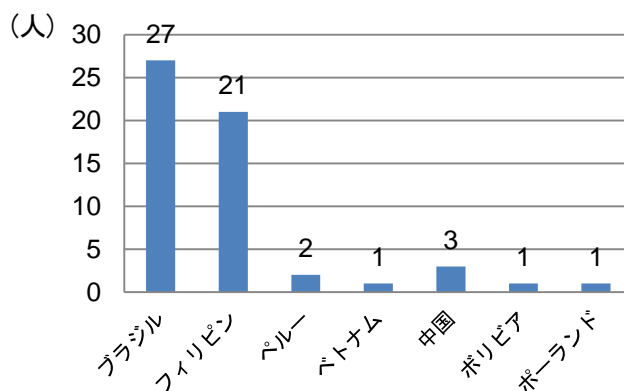


図 7 国籍別日本語指導が必要な外国人児童・生徒数（2015 年 8 月現在）

5 外国人観光客の状況

本市には、世界遺産登録を目指す国宝彦根城をはじめ、歴史遺産等観光資源が点在するため、毎年多くの外国人観光客が来訪しており、年々増加傾向にあります。（観光案内所を訪れた外国人観光客数）国籍別では、中国・台湾が最も多く1,200人、次にアメリカ586人、フランス406人、オーストラリア411人、イギリス264人と続いており、世界各国から来訪しています。

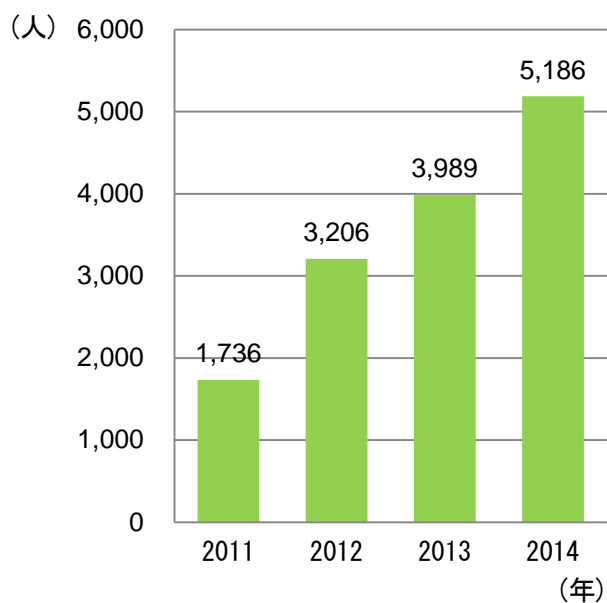


図8 彦根市観光案内所を訪れた外国人観光客数の推移

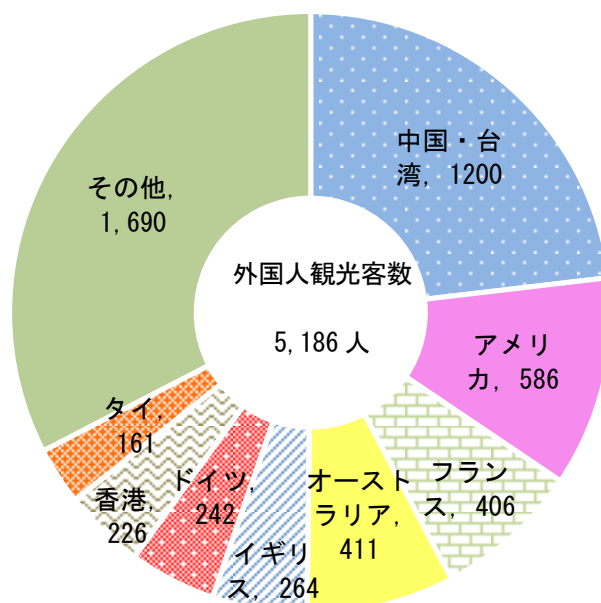


図9 彦根市観光案内所を訪れた国籍別外国人観光客数
(2014年4月～2015年3月)

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 彦根市多文化共生推進プランの基本目標

「ともにいきいきと暮らせるまち ひこね」

ともに … すべての市民が対等な関係
いきいきと … 一人ひとりの個性が発揮される

2 彦根市多文化共生推進プランの趣旨・目的

彦根市では、彦根市多文化共生推進プランを策定するにあたって、「市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくり」を目的としています。

そのためには、外国人住民に必要な支援をするとともに、すべての市民が多文化共生の当事者であることを自覚して、主体的に関わっていくことが求められます。

3 多文化共生の意義

(1) 外国人住民の社会参画を促進すること

すべての市民が対等な関係を築くということは、外国人住民も等しく必要な情報や行政サービスが得られるようにすることであり、それが外国人住民が自らの特性を活かして社会参画することにつながります。

(2) 地域社会の人権意識が向上すること

お互いの立場や文化的背景を認め合うということは、日本国憲法や国際人権規約等における「人権尊重」の趣旨であり、外国人の人権を保障することだけでなく、一人ひとりの個性を尊重する機運が高まり、地域社会の人権意識の向上につながります。

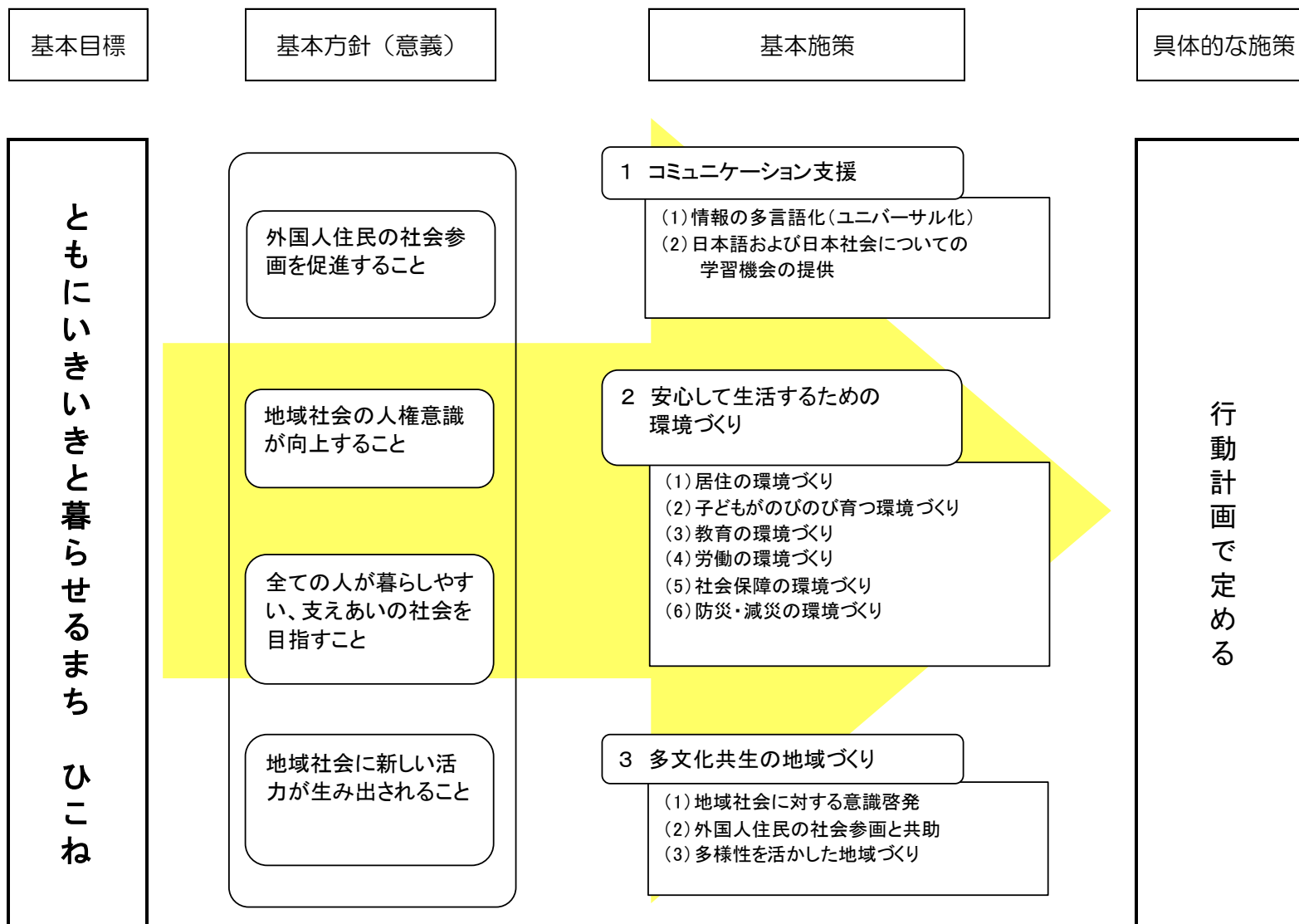
(3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと

多文化共生社会とは、外国人住民に必要な支援をするということに留まらず、「年齢、性別、国籍や文化的背景の違い等に関わらず、すべての人が暮らしやすい支えあいの社会を創っていく（ユニバーサルデザイン）」ことであり、市民や社会全体が協働・連携していくことにつながります。

(4) 地域社会に新しい活力が生まれること

外国人住民が対等に社会参画することによって、これまで以上に新しい発想やアイデアを生み出す原動力となります。お互いが豊かな国際感覚を身につけることは、グローバル化が進む地域社会を支える新しい活力になっていきます。

4 プランの体系図



第4章 施策の展開

1 コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり）

(1) 情報の多言語化（ユニバーサル化）

【現状と課題】

外国人住民一人ひとりの来日目的が多様化する中で、言葉や文化的背景の違いから、生活していくために必要な情報や行政サービスが得られない、周囲の人やコミュニティと適切なコミュニケーションが取れないといったケースが多くあります。

また、ある程度の日本語が理解できる外国人住民には、単に翻訳をするだけでなく、ふり仮名や平易な日本語表記を使用する等、多角的な情報提供をする必要があります。

【施策の方向性】

- 外国人住民に対して、行政の各窓口における多言語等による情報提供を図るとともに、多様なメディア媒体も活用して、市民生活に必要な情報提供を推進します。
- 外国人住民向けの相談窓口を充実させて、相談体制の維持・向上させます。
- 生活に関する相談件数が増加傾向にあることから、多言語で対応できる通訳（相談員）の配置を推進します。
- 庁舎や公共施設等の案内の多言語表示、「やさしい日本語（※）」等にして、分かりやすい表記を進めます。

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

【現状と課題】

外国人住民に対して、日本で暮らしていくために必要な生活言語として日本語の学習機会を幅広く提供することが求められています。日本語教室は、日本語を習得するだけでなく、日本社会との接点を生み出し、外国人住民同士の交流の場、拠りどころと位置づけることもできますが、労働環境等により、日本語教室に参加できない外国人住民もいます。

一方で、日本語教室は地域のボランティアや市民団体に支えられており、持続的な活動をするためには、指導者の育成や関係機関との連携を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 日本語や日本の文化等について学べるよう、学習機会を提供します。
- 学習機会を多く創出するために、日本語指導者となる人材の育成を推進します。
- 多様な外国人住民のニーズに応えるため、日本語教室の運営等を支援するとともに、市民団体等と連携を推進します。

2 安心して生活するための環境づくり

(1) 居住の環境づくり

【現状と課題】

近年、住宅を購入する外国人住民もいますが、外国人住民が賃貸住宅の契約をする際には、依然として外国人であることを理由に敬遠されてしまう等の事例が見られます。住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先が見つけられるように支援することが求められます。

外国人住民が地域社会の中で、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないこと等から、地域住民との間にトラブルが生じたり、地域とのつながりが希薄なまま生活したりしている場合もあります。

【施策の方向性】

- 住宅入居に関する情報を多言語化して、外国人住民への情報提供を推進します。
- 自治会や町内会活動等への外国人住民の参加を促進します。

(2) 子どもがのびのび育つ環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の滞在期間の長期化や定住化が進む中、妊娠・出産・子育てまでを支える仕組みが必要です。妊婦検診やマタニティ講座等が、多言語で開催されていないため、受けられない状況もあります。

また、生活習慣の違いや労働環境（長時間立仕事、夜間勤務等）および制度の理解が十分でないことから生じる不安についても気軽に相談ができる場所が限られているので、安全・安心に妊娠・出産期を送ることが困難になっています。出産後も多くの場合、不安を感じながら孤立した状態で育児をしています。

さらに、言葉や制度の違いにより母子保健サービスを十分に受けられないケースもあります。本市では母子保健担当課と通訳者との連携により、ポルトガル語と英語で情報を提供していますが、他の言語への対応も必要です。

一方、保育所の利用のニーズも徐々に高まっていますが、入所手続の複雑さが原因で利用機会を失ったり、子どもが預けられないことで親が仕事に就けなかったりする状況も少なくありません。

また、子どもの発達に関する相談や子ども虐待の件数が増加傾向にあるにもかかわらず、自治会等地域の組織においては、言葉や文化的背景の違いにより、地域社会で孤立しがちなため、子育ての様子が周りに分からない状況があります。

【施策の方向性】

- 外国人住民が、安心・安全に妊娠・出産・子育てを送るため、多言語等による情報やサービスの提供を推進します。
- 外国人住民の親子が地域で孤立しないため、地域における見守り、相談窓口の設置等の環境づくりを関係機関と協働して推進します。
- 母子保健サービス・保育等をすべての外国人住民の対象者が受けられるよう情報提供や環境の整備を推進します。

(3) 教育の環境づくり

【現状と課題】

市内の市立小中学校において、日本語指導が必要な児童・生徒は増加しています。外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者の中には、日本語が十分理解できないことや文化的背景の違い等が、不就学や不登校、学習意欲の低下、いじめの発生等の原因になっています。あらゆる教育活動の基礎として、日本語の習得を進める必要があります。

一方、母国の言葉や文化等に接する機会が少ないために、自らのアイデンティティ(※)の確立が困難になります。日本語と母語(※)の両方が十分に習得できないため、家庭内のコミュニケーションがうまくいかなる場合もあります。

こうした中、児童・生徒のみならず、教員・保護者・地域住民が、多文化共生に対する理解や国際感覚を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 外国にルーツをもつ児童・生徒および保護者に対して、日本語指導や母語によるサポート等、学校生活を安心して送れるような体制を整えます。
- 外国にルーツをもつ児童・生徒を含めたすべての児童・生徒への多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進します。
- 教職員の多文化共生の意識を高めるため、研修の充実を図ります。
- 外国にルーツをもつ児童・生徒の教育環境を充実させるため、地域住民や市民団体との連携を推進します。

(4) 労働の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民は地域経済を支える担い手です。しかし、外国人住民の多くは派遣や業務請負会社の非正規労働者として、不安定な労働条件や厳しい環境の下で働いています。中には、労働衛生に関する制度等が守られていない場合もあります。また、母国の制度との違いや、日本の社会保障制度の理解が不十分なため、保険に加入していない場合もあり、各種の社会保障サービスが受けられない外国人住民もいます。

【施策の方向性】

- 外国人住民に対して、社会保険等の労働に関する制度について、多言語による情報提供を推進します。
- 外国人住民を雇用する企業に対して、職場での情報提供や適正な雇用および多文化共生に関する啓発を、国・県・関係団体等と連携して推進します。
- 外国人住民が労働者の権利や保険制度等について自らも学べる機会を増やすことを推進します。

(5) 社会保障の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民は社会保障制度の理解が十分ではなく、各種のサービスが受けられない場合もあります。医療保険に未加入だった場合、保険給付を受けることが困難になり、経済的に大きな負担にもなります。年金についても未加入者の問題があります。

また、本市では市民に対して、がん検診等の健康診断を実施していますが、外国人住民が受診する人数は少ないのが現状です。

外国人住民が怪我や病気の場合は、言葉の違い等により、安心して受診や入院ができない状況があります。また、医療通訳を配置している医療機関は限られています。

外国人住民の定住化が進む中、ひとり親や高齢者、障害のある人等、福祉サービスを受ける必要性が高まっていますが、十分なサービスが受けられていない状況があります。

【施策の方向性】

- 各種社会保障制度やサービスに関する多言語による情報提供をさらに進め、相談体制を充実させます。
- 相談・支援における地域の関係機関との連携を推進します。
- 医療機関における多言語の情報提供や環境整備を推進します。

(6) 防災・減災の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の中には、地震や台風等の自然災害に対する知識や経験が少ないため、防災に対する意識が低く、緊急時への備えが十分ではない人もいます。

また、自治会や近隣住民とのつながりが少ないため、地域で行われている防災訓練等には、参加しにくい現状があります。

さらに、災害時において、外国人住民は日本人住民に比べ、情報が十分に伝わらない状況にあります。そのため、避難所生活においても、言葉、宗教、文化的背景の違いにより、様々な困難に直面することが予想されます。

【施策の方向性】

- 関係機関、市民団体等とのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実させます。
- 外国人住民が、災害時に適切な避難等ができるように、多言語による情報提供を推進します。
- 被災者を支援する担い手となるよう、外国人住民を含めて災害に対する知識を持つ人材の育成を推進します。
- 日頃から外国人住民同士のネットワークにおいて中心的な役割を担っているキーパーソン等との連携を推進します。

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

外国人住民は、言葉や文化的背景、習慣等の違いやコミュニケーション不足等から、誤解や意見の相違によるトラブルや偏見が生じることもあります。また、外国人住民は一人ひとり様々な文化や歴史的背景をもち、それぞれ抱えている事情は異なります。

こうしたことから、外国人住民も同じ社会の一員として、ともに理解し、尊重し合う気持ちを持つことが、お互いの人権尊重の視点から必要不可欠です。

【施策の方向性】

- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会を目指し、市民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。
- 地域に住む日本人住民および外国人住民が、お互いに気軽に交流できる場づくりを推進します。
- 地域の交流イベントや海外との交流等を通じて、外国の文化や言語にふれる機会を増やし、多文

化共生を推進する人材を育成します。

(2) 外国人住民の社会参画と共助

【現状と課題】

外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く孤立しやすい状況にあります。また、地域で役に立ちたいと思う外国人住民が、地域の中で個性、経験、能力等を発揮する機会が少ないのが現状です。

行政や自治会などが連携しながら、外国人住民が地域の一員として暮らしやすいように情報を伝え、地域でもお互いに支え合う関係づくりが必要です。外国人住民が積極的に地域活動に参画する意識も求められます。

【施策の方向性】

- 自治会やボランティア団体等の活動に参加する外国人住民が少ないため、参加しやすい環境づくりを促進します。
- 外国人住民に対して、地域活動やイベントの情報等が手に入れやすいように、誰にでも分かりやすい情報提供を推進します。

(3) 多様性を活かした地域づくり

【現状と課題】

本市には、様々な国や地域からの外国人住民のほか、滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・ミシガン州立大学連合日本センター等があり、留学生も多く在学しています。すでに、地域経済の担い手としても欠かせない存在となっていますが、彼らの能力や多様性を地域づくりに十分に活かされているとはいえない現状があります。また、訪れる外国人旅行者も増えてきています。

そのため、多様性に対する理解を、家庭、学校、職場等で進めることや、様々な文化にふれる機会を増やすことが必要です。お互いの文化的背景等を尊重しながら、ともに生活をしていく社会を目指す必要があります。

【施策の方向性】

- ボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人住民の情報提供を推進します。
- 外国人住民の多様性を生かして、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力等が、地域の活性化やグローバル化等に貢献できる環境づくりを推進します。
- 産学官が連携し、留学生等のグローバル人材の育成・活用を推進します。
- 国内外の外国人に対して、「観光都市 彦根」の魅力を発信します。

- 多文化共生のための拠点づくりを促進し、関係機関等と連携しながら、市民への啓発活動を行います。
- 多様な文化にふれる機会として、姉妹都市・友好都市との交流のほか、様々な人や国と交流し、多様性の理解を深めていくことを推進します。

第5章 多文化共生施策の推進体制

1 それぞれの役割

(1) 市民

- 日本人住民および外国人住民は、ともに地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生のまちづくりを推進することが求められます。

(2) 自治会等

- 自治会等は、市民にとって最も見近で、まちづくりにおける基礎的な組織です。外国には自治会等の組織がない国もあるので、自治会等の役割について十分な理解を得る取組が求められます。

(3) 市民団体

- 多文化共生の取組は、市民活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各団体の特色を生かし、外国人住民のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。
- 外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

(4) 企業

- 外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者に対しても労働に関する規則や制度等を守り、外国人労働者が安全に働ける環境づくりが求められます。
- 行政や各団体との連携・協働し、多文化共生を進める取組を企業の社会的責任として果たすことが求められます。

(5) 子育て・教育機関

- 子育て・教育機関には、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。
- 小中学校等においては、外国人の子どもが日本語能力を習得するための指導や支援を行い、不就学の解消、進路指導等の支援が求められます。
- 教職員等は、多文化共生の意識を高めて、地域とも連携していくことが求められます。
- 大学には、留学生による地域の多文化共生推進の取組や、多様性を活かした人材育成が求められます。

(6) 市

- 市は、多言語による情報提供や相談体制等によって、外国人住民の生活等に関する行政サービスの向上を図ります。
- 市は、職員の多文化共生の意識を高めるための研修を充実させ、人材育成を推進します。
- 国・県との役割分担を明確にしながら、各機関・団体と協力・連携し、多文化共生の啓発活動やまちづくりを推進します。

2 推進体制等

(1) 活動の促進

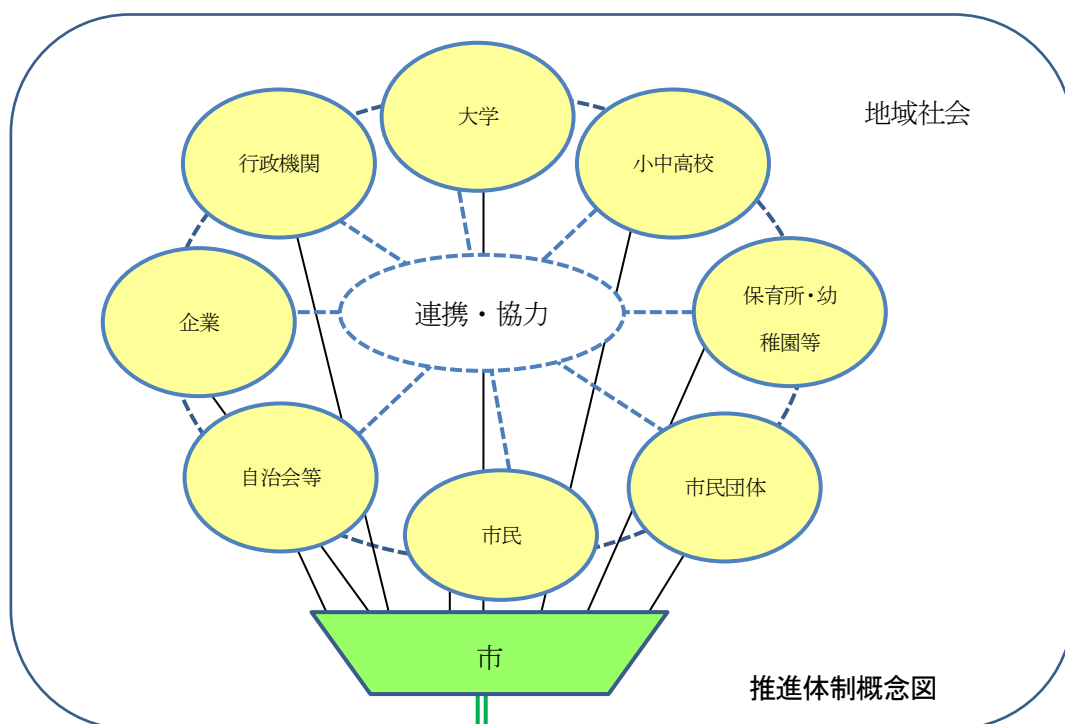
多文化共生社会の実現には、それぞれの立場で活動していく必要があり、また、連携・協働による活動を促進します。

(2) 関係部局と横断的な連携

市では、多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

(3) 広域的な連携

市では、外国人住民との共生について、湖東地域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）からなる「湖東定住自立圏」の人材育成部会に参画し、活動を行っています。引き続き共通の課題等について議論を深め、地域の多文化共生を促進します。



3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、彦根市多文化共生推進プラン（行動計画）を策定したうえで、有識者、外国人住民、日本人住民等で構成する「(仮称)彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。

用語解説

あ行

アイデンティティ

自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

か行

外国人住民

外国籍がある人や日本国籍がある人で、親のどちらかが外国籍である子ども等のこと。

外国人登録者数

平成23年まで、法務省の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数のこと。

外国にルーツを持つ児童・生徒

両親またはそのどちらかが外国籍の児童・生徒で、中には日本国籍の児童・生徒がいます。

さ行

在留外国人数

平成24年に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことにより、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なります。

は行

母語

幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

や行

やさしい日本語

普段使われている日本語よりも簡単で、外国人住民にも伝わりやすい日本語のこと。

ユニバーサルデザイン

文化や言語等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。